

各会各位

福岡県勤労者山岳連盟  
組織財政部担当

## 会員登録と県連盟費納入方法について

会員数と県連盟費（会費）の納入方法について3カ月毎の組織調査に基づく会員数による県連盟費納入方法もご理解と協力があり、9割程達成いたしました。まだ期ごとの会員数報告の遅れがあるようです。引き続き会の組織担当者・会計担当者の協力をお願いいたします。会の年度総会で、担当が変わっても引き継ぎの申し送りを下記の資料を参考にし、お伝えて下さい。

### ◇資料連盟規約

#### 第5章 財政

第10条 この連盟の財政は、加盟費・連盟費・その他でまかなう。

第11条 この連盟の会計年度は3月1日から翌年2月末日とし、県連盟活動に関する全ての会計について監査を受け、会計報告は総会の都度行い総会の承認を受ける。

#### 第12条 会費

1. この連盟への加盟費は加盟団体につき1000円とする。

2. 連盟費は各加盟団体構成員1名につき月額400円とし、3か月前納制とする。

3. 全国連盟への一律分担金は各加盟団体が負担するものとする。

第13条 遭難対策のための基金を積み立てる。基金の積み立て・管理・支出については別に定める。

第14条 納入した加盟費・連盟費等は、この連盟を脱退しても返還しない。

### ◇会員登録期と会費納入について

①全国の会員登録は11月1日付の組織調査結果です。

②県連の会員登録と会費納入

第1期 2月1日付 翌月3月末までに3・4・5月の3カ月分の会費を納入。

第2期 5月1日付 翌月6月末までに6・7・8月の3カ月分の会費を納入。

第3期 8月1日付 翌月9月末までに9・10・11月の3カ月分の会費を納入。

第4期 11月1日付 翌月12月末までに12・1・2月の3カ月の会費を納入。

③登録は組織財政より、組織動態調査表を期の前月、1・4・7・10月に送ります。調査報告の返信は遅くとも2・5・8・11月の第2週までをお願いします。

各会では月毎・年2回・年1回の会費徴収をしておりますが、県連の登録期に合わせて会員の増減の登録をして下さい。お間違えないように、お願いします。

※尚、全国の新基金の在り方や組織的な変更の場合や、全国連盟費とタイアップするときは修正する。